

平成30年12月18日
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
成瀬ダム工事事務所
玉川ダム管理所

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更しました

国土交通省東北地方整備局では、雄物川水系河川整備計画における前期整備の対象洪水を平成29年7月の洪水に、また、山田頭首工の整備段階を改築対象固定堰へ見直すこと等を反映させ、雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更（平成30年12月14日）しましたのでお知らせいたします。

○これまでの経緯

平成26年11月 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間） 策定
平成29年4月 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間） 第1回変更

○「雄物川水系河川整備計画」の変更にあたっては、河川（治水・利水・環境等）に関し学識経験等を有する方々を委員とした、「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の意見を伺いました。併せて、秋田県知事からの意見も伺っております。

○さらに、はがき、FAX、インターネット等を通じたパブリックコメント等を行い、地域の意見を計画に反映するための取り組みを実施しました。

※「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の本文や秋田県知事からの意見は、湯沢河川国道事務所のホームページでご覧いただけます。

湯沢河川国道事務所アドレス：http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/gakushikikon/index.htm

<発表記者会>

秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局・湯沢支局

問い合わせ先	
国土交通省 東北地方整備局	湯沢河川国道事務所
住所	湯沢市関口字上寺沢64番2号
	TEL 0183-73-3174（代表）
副所長（河川）	齋藤 茂則（内線204）
○調査第一課長	高子 秀之（内線351）

《参考》雄物川水系河川整備計画の変更について

「雄物川水系河川整備計画」は、河川法第16条に基づき平成20年1月に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画として平成26年11月に策定され、平成27年に発生した関東・東北豪雨を踏まえ、水防災意識社会を再構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元の変更（第1回：平成29年4月）を経て、雄物川の河川整備における治水・利水・環境の目標とされてきました。

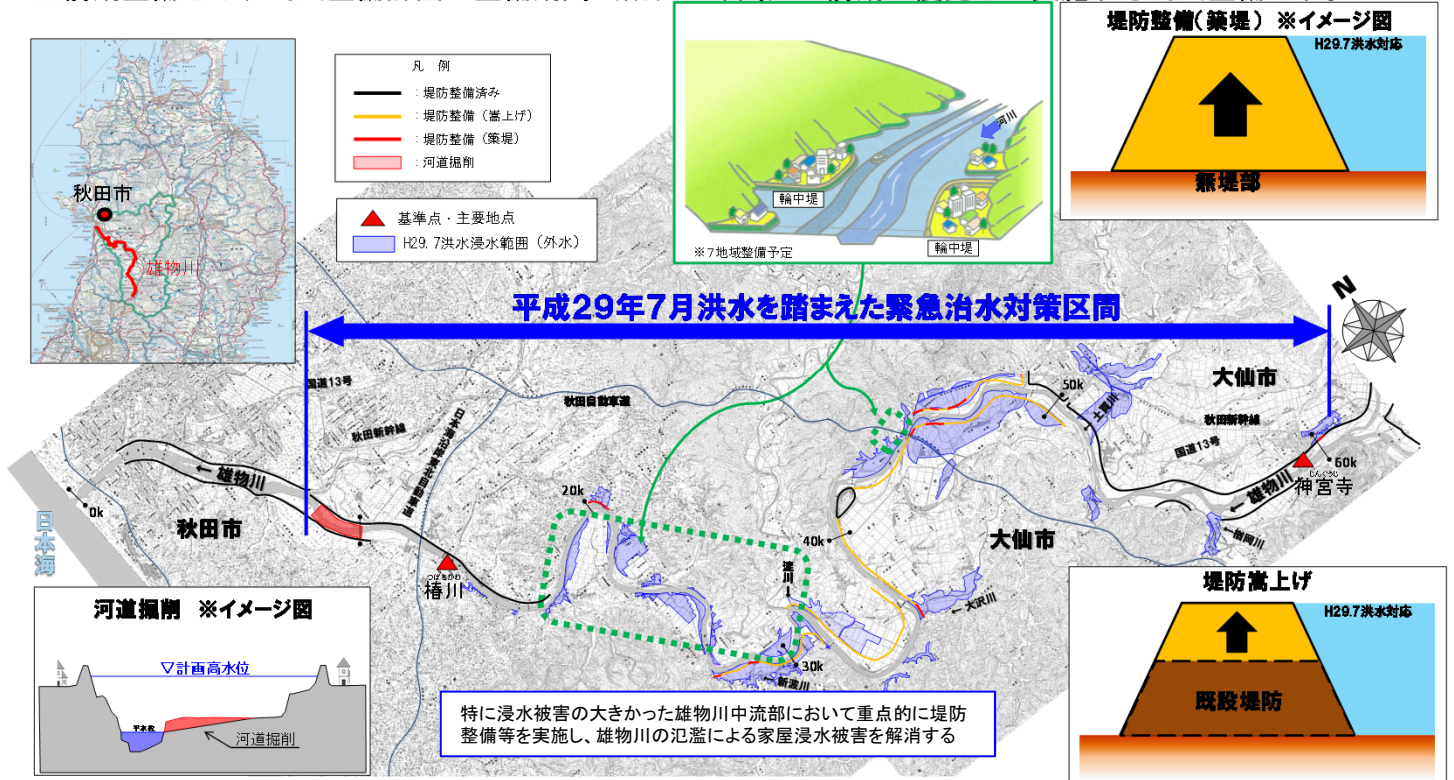
今回、平成29年7月の大雨により雄物川流域で多くの浸水被害が発生し、その対策として雄物川中流部において緊急治水対策等を行うことから整備計画に定められた前期整備の対象洪水を変更し、併せて上流部で流水の障害となっている固定堰の改築を実施段階に移行するため、本計画の変更（第2回）を行ったものです。

平成29年7月洪水を受けた見直し

◆平成29年7月洪水を踏まえた緊急治水対策に伴い、前期整備の対象洪水を見直し

●平成29年7月の大雨により多くの浸水被害が発生し、その対策として雄物川中流部において緊急治水対策を行うことから、現行の雄物川水系河川整備計画において「昭和62年8月洪水」としている前期整備の対象洪水を「平成29年7月洪水」に見直しを行いました。

※前期整備とは、河川整備計画の整備期間（概ね30年間）の前期に優先して実施する河川整備です。



山田頭首工の整備段階の見直し

◆整備段階を「改築対象固定堰」に見直し

●現行の雄物川水系河川整備計画において「対策検討対象固定堰」としている山田頭首工の整備段階を「改築対象固定堰」に見直しを行いました。

可動堰への改築により、流下能力の確保が可能となります。

山田頭首工の現状



山田頭首工 改築後イメージ



可動堰(※濁沢統合堰の例)

